

2 谷口雅史議員

- 1 新年度予算の特徴と取り組む課題について
- 2 移住促進対策について



1 新年度予算の特徴と取り組む課題について

第1回定例会にあたり岩内町議会公明党を代表し、質問をいたします。

国会では先に成立した2016年補正予算に続き、2017年度予算案を一日も早く成立させ、本格的な経済再生に向け、スピード感を持って切れ目のない経済対策を推進し、デフレ脱却を成し遂げていかななくてはなりません。

経済の好循環を地方、中小企業、家計にまで届けていけるかが問われています。

一方、アベノミクスに関連して格差を指摘する声があり、経済全体を底上げしつつ、併せて格差是正にも目を配ることも必要と思います。

2017年度予算案は、多くの国民に「希望」を行き渡らせるため、給付型奨学金の創設や無年金者対策、保育・介護人材の確保など、長年、公明党が主張してきたことが盛り込まれています。

そして、経済の好循環を確かなものにできるかどうか、今年が正念場とも言えます。

また、地方における少子高齢化や人口減少の影響は避けられないものと考えられます。

そこでお尋ねいたします。

1. 健全な財政運営。

町の財政運営については、町税、交付税、国・道からの補助金等を柱として財政運営がなされております。

人口減が及ぼす普通交付税の減少の中、町長自ら、岩内町の経済状況の厳しさを認識されているものと思われませんが、こうした厳しい経済情勢を少しでも好転させるため今後における必要性や重要性、優先度の高い事業は何があるのか、お伺いいたします。

2. 岩内町の総合戦略について。

地方は雇用や産業基盤の縮小等活力低下に直面している状態です。町として、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する岩内町の「地方版総合戦略」を盛り込んだ各種事業の展開・実行にあたっては、本年度は「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れを作る」に重点を置く予算配分とありましたが具体的にお知らせください。

地方創生で何より重要なのは人づくりとありましたが、若い職員、また、

青年の新たな発想が重要と思います。地方創生で成功したところは民間のノウハウ、積極性、何事も断らない・受け入れる、限らない情報発信等、いろいろ工夫されています。

岩宇で人口の一番大きな町として、力強くリーダーシップを発揮してはいるかがでしょうか。

町長の町に対する思いをお伺いいたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、厳しい経済情勢を少しでも好転させるため、今後における必要性や重要性、優先度の高い事業は何があるのかと、2 項めの、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、策定する岩内町の「地方版総合戦略」を盛り込んだ各種事業の展開・実行にあたって「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れを作る」に重点を置く予算配分とあるが具体的に何か、また、地方創生に係る人づくりについては関連がありますので、合わせてお答えします。

平成 29 年度予算におきましては、平成 27 年に実施された国勢調査の人口減少による影響で、普通交付税や地方消費税交付金などの主要な歳入予算を大幅に減額せざるを得ない中、社会保障費の増大などにより、町財政は逼迫する状況にあります。

こうした厳しい財政状況においても、町の創生に向けた新たな取組などを行う時期に来ているものと考え、岩内町総合戦略に盛り込まれた事業の中から、必要性や重要性、優先度などを考慮し、予算配分したところでもあります。

その中でも、「安定した雇用の創出」と「新しい人の流れを作る」ことに重点を置き、限られた財源と人を効果的に集中させ、事業効果を高めていきたいというものであります。

まずは、「安定した雇用の創出」では、安定的な漁業生産や漁業所得の向上による地域の活性化と雇用の創出を図るための予算として、神恵内村、泊村を含めた岩宇 3 町村で、各漁協や水産関係機関と連携し、なまこやウニの増殖方法の確立や、水産物の輸出などを目的とした共同事業に取り組むこととしております。

本年度の予算では、なまこ種苗生産試験事業で 20 万 7 千円の計上となっておりますが、今後、本事業に関連する一定規模の補正予算を計上する予定となっております。

また、海洋深層水の利活用による特産品の開発や、支援体制の強化として、数の子などの商品に付加価値を付け、ブランド化の構築を目指すなど、深層水事業特別会計繰出事業で 853 万 4 千円や、食品製造業基盤強化事業で 129 万 7 千円を、さらには、雇用の場の創出や商店街の活性化に向けた空き店舗活用支援事業を継続するため、320 万円を計上しております。

次に、「新しい人の流れを作る」については、観光や移住定住に向けた新たな予算としては、移住定住を加速度的に促進するため、住宅家賃や引っ越し費用への助成として、移住定住促進補助金 340 万円を計上しております。

さらには、新築住宅・中古住宅の取得助成などの新たな支援制度として、新築住宅取得補助金 600 万円、中古住宅取得補助金 300 万円、住宅リフォーム補助金 250 万円の計 1 千 150 万円を計上しております。

加えて、観光における交流人口の拡大に向けた取り組みとして、国際化が進む後志管内において、語学力のある人材育成が急務であることから、外国人の ALT を 1 名増員し 2 名体制とする外国語指導助手配置事業で 767 万 7 千円を計上しております。

また、岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトを支援することで、外国人観光客を含む交流人口の増加による消費拡大や、雇用機会の確保など、地域経済への波及効果が期待されるところであります。

いずれにいたしましても、町財政は近年にない厳しい状況におかれている中、

こうした現実をしっかり受け止めながらも、事業の必要性やその効果などを見極め、夢や希望を持って、地方創生に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、地方創生に係る「人づくり」についてであります。

地方創生は、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、さらに人口減少を加速させる。」という悪循環に陥らないため、地方が地域の資源や特性を活かし、「まち」を活性化させることで、持続可能な社会を創りあげていく取り組みであり、これら続けるためには、いままで培った先人の技術や伝統を後世に引き継ぎ、これからの地域づくりをリードする若者の行動力、新たな発想、仲間を増やすといった「ひとづくり」の推進が重要であると考えております。

現在、岩宇4町村が連携し、地域の魅力を活かしたまちづくりの推進を図るため、「岩宇まちづくり連携協議会」を昨年6月に発足させ、「広域観光の推進」、「地場産品の振興」、「次世代を担う人材育成」の3分野において、熱意のある若者が中心となり、地域を盛り上げるための施策を検討し実行していく体制の構築に取り組んでおり、さらには、他の地域との官民連携も強化しているところであります。

町といたしましても、構成町村としてこうした地域連携事業に積極的に参画しながら、地域のリーダーシップを持つ人材の力が発揮できるよう、各自治体それぞれが、得意分野においてサポートし、若者の「視点」や「力」を地域づくり・まちづくりに活かして参りたいと考えております。

2 移住促進対策について

この度の町政執行方針で、移住促進対策については首都圏で開催される移住フェアへの参加や道内外で開催されている企業説明会において町内の事業者等と連携して情報発信していきたいとありました。

しかし、以前に「全国移住ナビ」、「北海道移住丸ごと情報サイト」や「移住促進パンフレット」で町の情報発信の充実をしていきたい。とありましたが、それらは活用されているのでしょうか。

昨年度の執行方針では、移住を加速度的に進めるために住宅家賃や引っ越し費用等への助成制度を整備し、移住に関心のある方にアピールしていきたいとありました。

本年度はこれを事業として実施していきたいとのことですが、具体的にはどのような内容ですか、お知らせください。

以前、私はわが町にも持ち家のリフォーム助成金創設の要望の質問をさせて頂きましたが本年度、持ち家のリフォーム助成金を創設される予定との事ですが、具体的な内容をお知らせください。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、インターネットや移住促進パンフレットで町の情報発信を充実したいとあるが、それらは活用されているのか。についてであります。

移住促進対策につきましては、平成28年3月に策定した「岩内町総合戦略」の基本目標である「新しい人の流れをつくる」ため、「移住定住の促進対策の強化とニーズを捉えた情報発信を行う」とした重点項目に掲げている事業で、民間団体のウェブサイトや町の公式ホームページにも掲載し、広くPRしているところであります。

また、昨年作成した移住定住パンフレットを、東京・札幌の移住定住促進センターや首都圏で開催された北海道U・Iターンフェア会場にて配置したほか、本年1月に開催された「ふるさと祭り イン 東京」や2月に札幌地下歩行空間で開催された「岩宇地域特産品物産展」での配付、さらには、町内事業者の求人募集説明会に移住定住パンフレットを持参配付して頂くなど、町のPRツールの一つとして有効に活用しているところであります。

2 項めは、住宅家賃や引っ越し費用等への助成制度の具体的な内容についてであります。

住宅家賃や引っ越し費用の助成制度については、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的として、町内に移住しようとする者に対し、移住に伴う負担を軽減するため、引っ越し費用及び家賃の一部を補助することを予定しております。

助成制度の概要といたしましては、引っ越し補助金は、移住者が引っ越し業者に支払った額の2分の1で、上限額を10万円としており、住宅家賃補助金は、移住者本人が契約者となり、新たに賃貸借契約に定められた賃借料から住宅手当等相当額を控除した月額額の2分の1で、ひと月の上限額を2万円とし、転入した日の属する月の翌月から36ヶ月目までの家賃を対象とするものであります。

3 項めは、持ち家のリフォーム助成金の具体的な内容についてであります。

持ち家のリフォーム助成制度については、地域の住生活産業の活性化と良質な住宅ストックの形成等を図ることを目的とし、町内において持ち家のリフォームを行う者に対し、補助することを予定しております。

助成制度の概要といたしましては、対象者は、改修工事を行う住宅の所有者で、かつ、居住する者または居住しようとする者、対象住宅は、現行の耐震基準を満たした住宅などで、対象工事は、建設業の許可を受けている地元業者に発注する「省エネルギー型改善工事」や「バリアフリー化型改善工事」、「長寿命化型改善工事」、「居住性向上型改善工事」で、助成額については、工事費が30万円以上で、工事費の20%、上限額を20万円としております。

さらに加算額として、転入者に対して上限で10万円の加算や、子育て世帯に対して上限で20万円の加算を設けるよう調整しているところであります。